

令和7年第2回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和7年6月4日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第 4 号	令和 6 年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	4
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
議案第 5 9 号	小型動力ポンプ付積載車の売買契約の締結について	6
議案第 6 0 号	四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について	8
議案第 6 1 号	令和 7 年度四万十町一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 2 号	令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

■報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

公用車の交通事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第2項の規定により専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【事故の内容】

発 生 場 所	四万十町口神ノ川 1543 番地 1 先路上（国道 381 号）
概 要	令和 7 年 2 月 6 日 午前 8 時 45 分頃、本町職員が運転する公用車が国道 381 号を走行中に凍結した路面でスリップし、自動車が衝突したことによって縁石及び転落防止柵が損傷したもの。
専 決 処 分 日	令和 7 年 5 月 13 日
損 害 賠 償 額	286,000 円 内訳（縁石及び転落防止柵の修繕費用、町の過失割合 10 割）
相 手 方	東京都千代田区霞が関 2 丁目 1－3 国土交通省

【位置図】



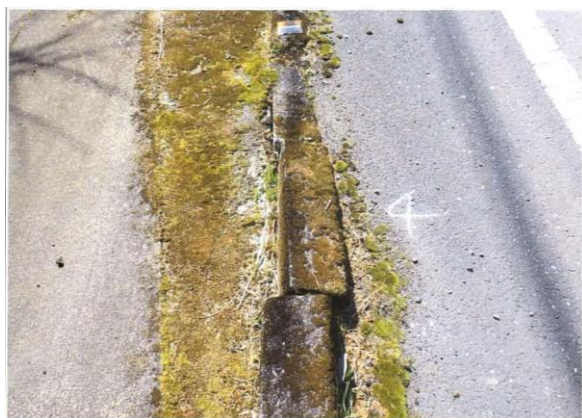
[事故現場及び損傷箇所]

事故当時の様子



損傷箇所(縁石)

修繕前



修繕後



損傷箇所(転落防止柵)

修繕前



修繕後



【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 （略）

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

3～6 （略）

■報告第4号 令和6年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

令和6年度予算において承認のあった一般会計繰越明許費について、令和7年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越額等を報告するものです。

【内容】

主な事業としては、物価高騰への対応など令和6年度国の補正予算関連事業をはじめ、中間管理住宅整備事業や畜産競争力強化整備事業、町道改良事業、災害復旧事業など、計33件・総額13億4,642万2千円の繰越額となっています。（「令和6年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書」のとおり）

款	翌年度繰越額	うち国補正予算関連分
2. 総務費	1億1,300万円	
3. 民生費	3,573万4千円	3,573万4千円
6. 農林水産業費	3億9,927万1千円	1,685万円
7. 商工費	2,542万1千円	
8. 土木費	4億8,573万1千円	
9. 消防費	9,447万円	211万4千円
11. 災害復旧費	1億9,279万5千円	
計	13億4,642万2千円	5,469万8千円

【根拠法令】

地方自治法施行令(抜粋)

(繰越明許費)

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

■諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員吉本江利氏の任期が令和7年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦する者の氏名等】

住 所	四万十町大正 [REDACTED]
氏 名	吉本 江利（よしもと えり）
生年月日	[REDACTED]（65歳）
推薦理由	吉本氏は、令和2年3月に退職されるまでの32年間、公立学校で教職に携わり、在職中は人権に関する研修や支援学級の担任として、学校教育全体の中で人権問題に取り組んでこられました。 また、令和4年10月に人権擁護委員に委嘱されて以来、現在に至るまで精力的に人権啓発に取り組んでおられ、地域の人々からの信頼も厚く、人権擁護委員としての使命を十分に果たすことのできる最適任者であると考えます。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命） 第2条 人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。 （委員の推薦及び委嘱） 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 2 （略） 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。 4～8 （略）

■議案第59号 小型動力ポンプ付積載車の売買契約の締結について

【要旨】

高幡消防組合四万十消防団は、本部と18分団で組織され、火災・災害時の出動や訓練、火災予防運動などの活動を行っています。

各分団には、それぞれ消防車両を配備し、計画的に更新整備することとしており、本年度においては、川口分団の小型動力ポンプ付積載車が平成11年3月の初度登録から26年が経過するため更新を行います。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和7年度 四万十消防団 小型動力ポンプ付積載車整備事業	
契 約 金 額	14,605,800 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,327,800 円）	
契約の相手方	高知市春野町仁ノ1549番地 株式会社 中村防災サービス 代表取締役 中村 彰宏	
納 入 場 所	四万十町 古市町 地内	
購 入 備 品	車両本体	・ダブルキャブ 4WD ディーゼルエンジン オートマティクトランスミッション（AT）
	艀装	・車載型デジタル簡易無線機 ・赤色警光灯、拡声器付電子サイレン ・離脱式車両バッテリー用自動充電器 ・各種資機材取付装置
	付属品及び 取付品	・B-2型小型動力ポンプ ・小型動力ポンプ用充電器 ・管鎗、消防ホース、消火栓開閉金具等消火用資機材 ・ポータブル発電機、コードリール等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入 札 記 録			
事 業 名	令和7年度 四万十消防団小型動力ポンプ付積載車整備事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和7年5月15日 午後2時30分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格①	14,898,400 円	最低制限価格	
落札決定金額②	14,605,800 円	落札率	②／①＝ 98.04%
契 約 金 額	14,605,800 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 1,327,800円	
請 負 者 名	高知市春野町仁ノ1549番地 株式会社 中村防災サービス		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
(有)共栄防災設備	14,707,000 円		
(株)クロイツ	14,685,000 円		
高知消防システム(株)	14,755,400 円		
サンポウ防災(有)	辞退		
(有)四国消防機材	14,729,000 円		
(株)中村防災サービス	14,605,800 円	落	
(株)藤 島	14,798,300 円		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第60号 四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について

【要旨】

本議案は、一般廃棄物の指定ごみ袋の購入に当たり、指名競争による入札の結果、下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和7年度 四万十町指定ごみ袋購入事業
契 約 金 額	12,200,375 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,109,125 円）
契約の相手方	高知市高須新町4丁目1-43 株式会社 三井 高知営業所 所長 松木 一夫
納 入 場 所	四万十町 秋丸 地内
納 期	議決日の翌日から令和8年1月21日まで
購 入 物 品	指定ごみ袋 可燃（大）460,000 枚 可燃（小）180,000 枚 資源（大）62,500 枚 資源（小）30,000 枚

【根拠法令】

議案第59号に同じ

入 札 記 録			
事 業 名	令和 7 年度 四万十町指定ごみ袋購入事業		
入 札 区 分	指名競争入札		
入 札 日 時	令和 7 年 5 月 1 5 日 午後 2 時 0 0 分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎 3 階 会議室 3 A		
予 定 価 格①	12, 359, 875 円	最低制限価格	
落札決定金額②	12, 200, 375 円	落札率	②／①＝ 98. 71%
契 約 金 額	12, 200, 375 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 1, 109, 125円	
請 負 者 名	高知市高須新町 4 丁目 1 － 4 3 株式会社 三井 高知営業所		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
(有)くにさわ	辞退		
(有)アイシン	12,310,375 円		
第一化成(株)	辞退		
(株)三井 高知営業所	12,200,375 円	落	
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		